2024-2025年度PCM研修業務 (23a00836)

(意見招請公示日:2023年12月19日) について、意見招請実施要項に関する意見・質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構 調達·派遣業務部次長(契約担当)

通番	該当頁	該当項目	意見・質問	回答(案)
1	p. 8		「総括は本研修のすべての回に出席する必要はないが、筆頭講師は本研修のすべての回に出席する想定で積算する。」とあり、筆頭講師はすべての回に出席する必要があるように読めます。評価対象の筆頭講師(1名)が本事業内のすべての研修に出席することが必須となると、適切な人材が見つからない可能性が高くなると考えます。評価対象者となる筆頭講師と同等の能力を有する複数の筆頭講師を確保し、研修従事に関する筆頭講師の担当業務分担することを可能としていただきたいです。	ご提案ありがとうございました。筆頭講師は複数名で分担可能とするよう、検討いたします。
2	p. 9	等 (3)専門家等向けオン	るとありますが、発注者からの修正指示などが入ると思われます。協議	最終版の提出期限に関しては2024年6月30日を想定しており、その点記載することを検討いたします。そのため、2024年5月31日までに概論編コースのオンデマンドコンテンツ案を提出いただき、修正等を一ヵ月間で行っていただくことを想定しております。
3	·	(2) PCM (実践編) コース 3) 実施時期	習したうえで、演習を通じて手法に関する理解を深める必要のある専門 家が対象になると考えられます。演習メインのコースである以上、「一	
4		(2) PCM (実践編) コース	アを出して意見交換をする中でPCM手法の学びを深めることが求められて	

5	p. 17	別添1-2 業務の詳細 2. 専門家等向けPCM研 修の詳細	専門家向けPCM研修にはオンデマンド教材の作成が含まれますが、これは り、19研修見直しに関してにあるようなTOCの概念なども入れ込む必要があるでしょうか。その場合は5月までにオンデマンド教材を納品することは 不可能となります。また、オンデマンド教材の作り直しには相当の工数 がかかり、五月雨式に修正を加えることを想定すると、想定している工数では足りません。内部人材向けPCM研修の教材作成や修正と専門家向け PCMの内容を、どの程度整合させる必要があるかということを明示いただけますと、より明確になると思います。
6	p. 17	別添1-2 業務の詳細 2. 専門家等向けPCM研 修の詳細	2020年度から始まった赴任前専門家向け研修では、オンデマンド教材が作成されていますが、本事業の途中までその教材を使用することは想定されているでしょうか。途中まで旧オンデマンド教材を使うことが可能であれば、TOCなどの内容を反映したオンデマンド教材を2024年度中に作成することに合理性があると思います。
7	p. 20	別添 1 2. 見直し方針 (5)	ナラティブ教材は契約開始後にまとめて提供いただける予定でしょう か。あるいは五月雨式に提供いただく可能性がありますか。業務の手戻 りを避けるため、できるだけまとめて提供いただけることを希望いたします。
8		別添 1 2. 見直し方針 (4)	「適宜研修内容へ反映する」とあります。一方でp.9では研修プログラムの見直し・改善提案の工数が総括25日、講師①25日と決まっています。見直し改善が「適宜」ということはその回数や規模が予想しにくいということと理解いたします。本事業にはオンデマンド教材の制作も含まれているため、仕様書案に記載されている教材開発や見直しにかかる工数が十分とは言えません。例えばオンデマンド教材はその制作に1人月以上かかる可能性があり、これに改定がかかるたびに原稿の書き直しや撮影、編集という作業が発生します。「教材改定は2回」とか、「オンデマンド教材については改定は特に行わない」といったことを仕様書に明記のうえ、それに対応した工数を設定いただかなくては、実施事業者としてはリスクが高く、本事業へは応札ができません。
9	P. 19	2. 見直し方針	目的分析に関するコンテンツを、「開発シナリオ」(TOC)の作成に関す る演習に再編するとのことですが、これまでのプロジェクトでTOCは明示 体、教育、感染症等のセクターが含まれ、これらのナラティブからTOCに関する教 的には作成されていないと理解しています。今回の演習で取り上げる事 例の選定や教材作成にあたって特に留意すべき事項を明示されてはいか がでしょうか。(例えば、研修目的に鑑みて、どのようなセクターの事 業を取り上げるのが妥当とお考えでしょうか。)